

(仮称) 常滑市こども計画の策定について

1 経緯・目的

- 令和5年4月に施行された「こども基本法」の第10条第2項では、市町村は国の「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して、「市町村こども計画」を作成するよう努めることとされている。
- 本市においても、少子化や若年層の人口流出等が課題となっていることから、昨年度に策定した「第3期常滑市子ども・子育て支援事業計画」に加え、少子化対策や若者支援を含めた「(仮称) 常滑市こども計画」を策定し、これらの課題解決に取り組んでいく。(民間委託により策定)

子ども・子育て会議での意見聴取

+

子ども・若者・子育て家庭などの分野横断的な支援のため、
庁内で横断的にこども施策を検討できるよう検討部会を設置



2 検討事項・検討部会の構成

◇ 検討事項（予定） ※部会で検討後、子ども・子育て会議で審議

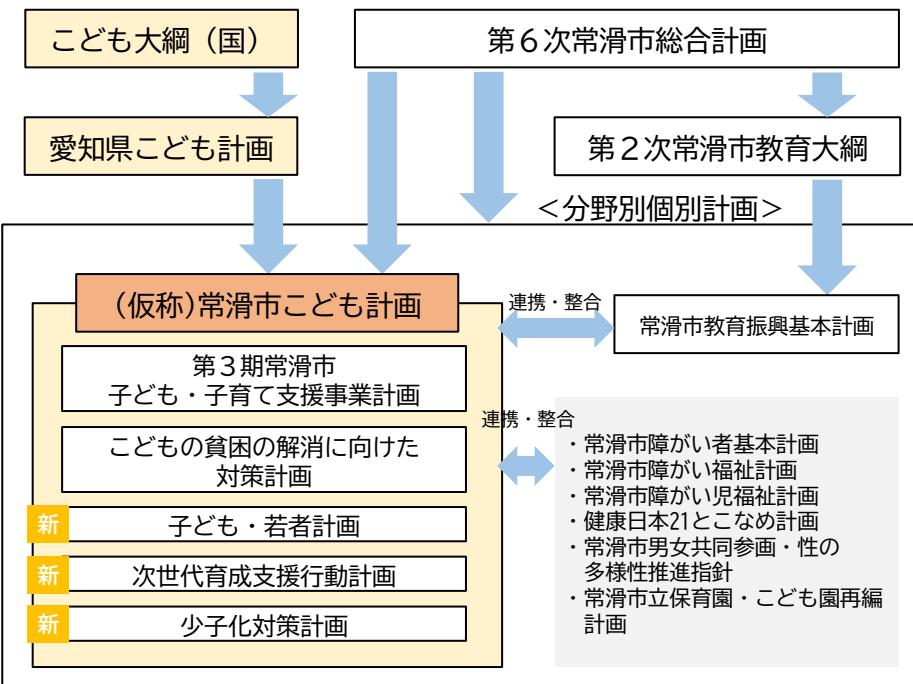
	検討部会	子ども・子育て会議
7 年 度	9月30日（火） <ul style="list-style-type: none"> （仮称）こども計画と今後のスケジュールの概要説明 	10月24日 <ul style="list-style-type: none"> 第1回
	12月中旬～下旬 <ul style="list-style-type: none"> こども・若者等に対する調査の項目の検討 	令和8年1月中旬頃 <ul style="list-style-type: none"> 第2回
	3月中旬～下旬 <ul style="list-style-type: none"> 調査結果の確認等 	
8 年 度	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果に基づく事業検討 骨子案、素案等の確認 評価指標の検討 など	<ul style="list-style-type: none"> 第1回 第2回 第3回

◇ 検討部会の構成

企画部	職員課、企画課
市民生活部	市民協働課
福祉部	福祉課、保険年金課
こども健康部	子育て支援課（事務局）、こども保育課、健康推進課
経済部	経済振興課
建設部	都市計画課
教育部	学校教育課、生涯学習スポーツ課

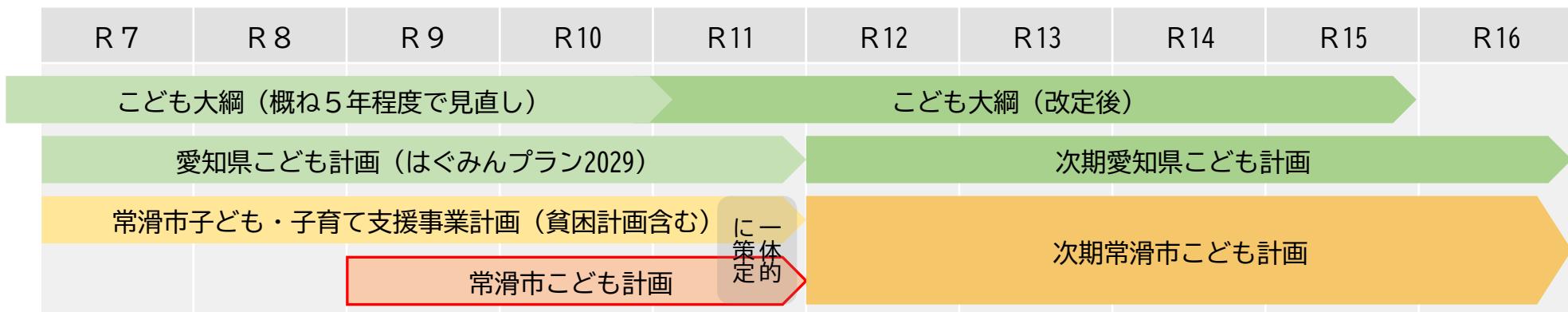
3 他の計画との関連性

- 策定済みの「子ども・子育て支援事業計画」及び「子どもの貧困の解消に向けた対策計画」を勘案した計画策定を行い、次期計画期間において一体的な策定とする。
 - 「子ども・若者計画」、「次世代育成支援行動計画」、「少子化対策計画」を新たに包含して策定する。
 - 「教育振興基本計画」とも連携を図り、教育や福祉、保健など様々な分野の取組を効率的に活用し、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供する。



4 計画期間

- 計画期間は令和9年度～11年度の3年間とする。（令和7～8年度の2か年で策定）



【参考】（仮称）常滑市こども計画が包含する各種計画の概要

計画名（根拠法）	記載すべき事項
【策定済】 子ども・子育て支援事業計画 （子ども・子育て支援法）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育提供区域の設定 ・教育・保育の量の見込みと確保方策 ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ・子ども・子育て支援施策 <ul style="list-style-type: none"> ①産後の休業及び育児休業後における保育園等の円滑な利用の確保 ②子ども・子育てに関する支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援と相談体制の充実 (2) 児童虐待防止対策等の充実 (3) 子どもの貧困対策の推進 (4) 障がい児施策の充実 (5) 児童の健全育成の環境づくり (6) 多様な居場所づくり (7) 子どもの権利の保障 ③仕事と子育ての両立支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 男女の働き方の見直しと多様な働き方の実現 (2) ワーク・ライフ・バランスの促進
【策定済】 子どもの貧困の解消に向けた対策計画 （子どもの貧困対策の推進に関する法律）	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困の改善に向けた施策 ・教育支援、生活の安定に資する支援、保護者の職業生活の安定と向上に資する支援、経済的支援
【新規】 子ども・若者計画 （子ども・若者育成支援推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項 ・子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項 ・子ども・若者育成支援に関する理解増進
【新規】 次世代育成支援行動計画 （次世代育成支援対策推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育ての支援 ・母性・乳幼児等の健康の確保・増進 ・子どもの健やかな心身の成長のための教育環境整備 ・子育て家庭における良好な居住環境の整備 ・仕事と家庭生活の両立との推進
【新規】 少子化対策に関する計画 （少子化対策基本法）	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な記載事項についての規定なし